

6 利用の手続きと障がい児相談支援事業所の役割について

(1) 手続きの流れ

1 こども家庭課での申請手続き

- ①以下の持ち物を持って、こども家庭課（駅北庁舎3階）へ行く。
- ②こども家庭課で渡される申請書に必要事項を記入し提出。

<持ち物>

- 申請者及び利用児童のマイナンバーがわかるもの
- 提出者の身分証明書（運転免許証、マイナンバーカード等）
- 申請要件がわかるもの（各種手帳、医師診断書、意見書、発達検査の結果等）



2 障がい児相談支援事業所での手続き

- ①障がい児相談支援事業所と契約（5～7P）
- ②面談等により、「障がい児支援利用計画（案）」を作成。
- ③障がい児支援利用計画（案）を相談支援事業所がこども家庭課へ提出



3 受給者証の交付（支給決定）

- ①こども家庭課は、「申請書」+「障がい児支援利用計画（案）」が揃い次第、サービスと支給量※を決定し、「受給者証」を交付。
 - ②受給者証は、契約した障がい児相談支援事業所を経由し保護者に届く。
- ※支給量：ひと月当たり、申請したサービスが何日使えるかを示したものです。

4 障がい児通所事業所との契約及び利用開始

利用する障がい児通所事業所へ、受給者証を提示し、利用のための契約を行ったあと、利用開始となります。

5 障がい児相談支援事業所によるモニタリング

利用しているサービスなどの状況を定期的に確認します。必要に応じて「障がい児通所支援利用計画」などの変更を行います。

6 受給者証の更新

有効期間：原則1年

更新方法：誕生日月の末日の2か月半前を目途に、保護者宛てに、更新のための申請書を郵送。申請手続きと同様の持ち物を持参の上、こども家庭課で申請。

※更新を希望しない場合は、担当の相談支援事業所へご連絡ください。

障がい児通所支援事業所の見学・相談
(見学・相談は、申請要件を満たしていればいつでも可能です。)

